

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊岩手駐屯地
第389会計隊長 川崎 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4N1R1KT01240	4NLG1AX0018 0001		11
品名 または 件名			
岩手駐屯地宿舎受水槽清掃役務			
部品番号 または 規格			
仕様書とおり			
使用器材名			
数 量	単位	銘 柄	使用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
岩手駐屯地各宿舎			
搬 入 場 所		納 期 または 工 期	
		令和7年3月31日（月）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所 ： 令和7年1月29日（水）10時30分 第389会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書又は、別途契約書により必ず誓約すること。
- オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- カ 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。
- キ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- コ クの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、b

について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (4) 人的関係がある場合
次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - a 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) (7)及び(4)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(7)又は(4)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

サ 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者

(2) 違約金等

ア 違約金

(7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

イ 履行遅延賠償金：正当な理由がなく納期までに納入しない場合は、遅延1日につき契約金額の1000分の1の金額を賠償金として徴収する。

(3) 落札決定方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の範囲内で、最低入札金額をもって申し込みした者を契約の相手方とする。

ウ 同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、応札者が不在の場合は契約業務に関係のない職員をもってくじ引きを行うものとする。

(4) 契約書の作成

ア 落札者は落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式による契約書等を作成提出する。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、納付した入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合は、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

ウ 適用を予定する契約条項は駐屯地用標準契約書役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

エ 落札金額に消費税相当額を加算した額が50万円以上で150万円を超えない場合、契約書の作成を省略し、請書を作成し提出するものとする。

オ 落札金額に消費税相当額を加算した額が50万円を超えない場合、契約書及び請書の作成を省略するものとする。

(5) 入札の無効

ア 公告本文中第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札金額及び入札者氏名（押印省略可）が判明し難い入札（押印を省略した場合で代表者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入のない入札も無効となります。）

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を誓約した旨の記入のない入札及び入札書に記載できない場合で誓約書の提出がない入札

エ 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」の記入のない入札

オ 代理での入札の場合で入札書に受任者の氏名の記入のない入札

カ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

キ その他、入札に関する条件に違反した者の入札

(6) その他

ア 郵便入札は、入札日前日の17時まで本官の手許に到着したものに限る。電報入札は認めない。（郵便入札に当たっては、事前に担当まで連絡すること）

イ 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。

ウ 「競争参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書(写)」の提出はFAX可とする。

エ 再度入札については、郵便入札がある場合において官側が指定する日時に実施するものとする。郵便入札がない場合は、その場で実施するので入札書の予備を持参すること。

オ 問い合わせ先

〒020-0601

岩手県滝沢市後268-433 陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊契約班

TEL:019-688-4311 (内線686)
FAX:019-688-4315 担当:

仕 様 書

調達要求番号: 4NLG1AX0018

件 名	岩手駐屯地宿舍受水槽清掃役務	仕様書番号	11
		作成年月日	令和6年12月5日
履 行 期 限	令和7年3月31日	作成担当者	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊岩手駐屯地宿舍において実施する「岩手駐屯地宿舍受水槽清掃役務」について適用する。

2 役務場所

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 岩手県盛岡市青山4丁目12-15 | 陸上自衛隊岩手駐屯地青山第2宿舍 |
| (2) 岩手県盛岡市青山3丁目26-10 | 陸上自衛隊岩手駐屯地青山第3宿舍 |
| (3) 岩手県盛岡市厨川2丁目10 | 赤平宿舍 |
| (4) 岩手県滝沢市巣子895 | 巣子宿舍 |
| (5) 岩手県滝沢市野沢62-44 | 滝沢宿舍 |
| (6) 岩手県盛岡市渋民字大前田64-2 | 渋民宿舍 |

3 役務概要

建物番号		規格 (構造)		数量	備考
		給水方法			
1	陸上自衛隊岩手駐屯地 青山第2 宿舎	受水槽 (FRP)	NO.1 : 8 m ³	1 式	受水槽内外部の 清掃
			NO.2 : 10 m ³		
		給水方法	加圧ポンプ式		
2	陸上自衛隊岩手駐屯地 青山第3 宿舎	受水槽 (FRP)	NO.1 : 6.75 m ³	1 式	受水槽内外部の 清掃
			NO.2 : 6.75 m ³		
		給水方法	加圧ポンプ式		
3	赤平宿舎	受水槽 (FRP)	NO.1 : 13.5 m ³	1 式	受水槽内外部の 清掃
			NO.2 : 13.5 m ³		
		給水方法	加圧ポンプ式		
4	巣子宿舎	受水槽 (FRP)	NO.1 : 24 m ³	1 式	受水槽内外部の 清掃
			NO.2 : 24 m ³		
		給水方法	加圧ポンプ式		
5	滝沢宿舎	受水槽 (FRP)	NO.1 : 11.25 m ³	1 式	受水槽内外部の 清掃
			NO.2 : 11.25 m ³		
		給水方法	加圧ポンプ式		
6	渋民宿舎	受水槽 (FRP)	27 m ³	1 式	受水槽及び 高置水槽内外部の 清掃
		高置水槽 (FRP)	NO.1 : 1.7 m ³		
			NO.2 : 2.25 m ³		
			NO.3 : 1.7 m ³		
給水方法	高置水槽式				

4 清掃作業完了期限

受水槽清掃等役務は令和7年3月31日までに実施するものとし、細部日程は官側担当者と調整のうえ、決定するものとする。

5 一般仕様

- (1) 本役務は本仕様書によるほか、令和5年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」と言う。）及び厚生労働省建築物環境衛生維持管理要領並びにメーカー仕様書に基づき実施するものとする。

なお、本仕様書に記載及び官側担当者の指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。

- (2) 作業は健康状態が良好な者が行う。
- (3) 作業衣及び使用器具はタンクの掃除専用のものである。また、作業にあたっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、衛生的に行われるようにする。
- (4) 槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (5) 事故防止のため、作業前後に実施する次に掲げる機器類の操作等は官側担当者の立会の下、請負者側が実施すること。
 - ア 水位低減時及び水位回復時の弁操作
 - イ 2槽分割水槽切替時の弁操作
 - ウ マンホール開閉操作
 - エ 排水及び水張時の水位監視

6 清掃作業

- (1) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。さらに、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。
- (2) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外（強力吸引車等を用いて）に排除するとともに、併せて、タンク外装の清掃を行う。
- (3) 清掃終了後、水道引き込み管内の貫いさび等がタンク内に流入しないようにする。

7 消毒（上水・給湯共通）

- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて槽内の消毒を2回以上実施すること。
- (2) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/ℓ濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等品以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- (3) タンク内の全壁面、床面及び天井の下面について、消毒剤を高圧洗浄機等を利用して噴射により吹付けるか、ブラシ等を使用して入念に行うこと。
- (4) 消毒に用いた排水は、タンク外へ完全に排除すること。
- (5) 消毒終了後は、タンク内に人の立入を禁止する措置をすること。

8 水張り

消毒後水洗い及びタンク内への注入は、消毒終了後30分以上経過してから行うこと。

9 水質検査及び残留塩素測定

受水槽の水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、次表により水質検査及び残留塩素の測定を行う。

検査項目	水質基準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又は、これと同等以上の精度を有する方法
濁度	2度以下	
臭気	異常でないこと	
	(ただし、消毒によるものを除く)	
味	異常でないこと	
	(ただし、消毒によるものを除く)	
一般細菌	100個/1ml以下	
大腸菌	検出されないこと	
塩化物イオン	200mg/1以下	
有機物 (TOC)	3mg/1以下	
PH値	5.8以上8.6以下	
亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	
硝酸態窒素 及び 亜硝酸態窒素	10mg/1以下	
備 考		

10 提出書類

- (1) 提出書類は、別表「提出書類一覧表」のとおりとする。
- (2) 写真（デジタルカメラ可）は、各工程及び部位（側壁・床板・パイプ・ポンプ・ホールタップ）毎に撮影し、写真帳に整理のうえ提出する。

11 その他

- (1) 請負者については、建築物飲料水貯水槽清掃業及び建築物飲料水水質検査業について岩手県の登録業者であること。
- (2) 特に記載指示が無くとも技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施する。
- (3) 本役務実施に当たり疑義等が生じた場合は、官側担当者と協議するものとする。
- (4) 本役務中に施設等に損傷を与えた場合は、官側担当者に報告し、その指示に従い速やかに請負者の負担により現状に復旧する。
- (5) 作業日は官側指定日とし、工程等事前に官側担当者と調整するものとする。
- (6) その他、監督官の指示に従う。

提出書類一覧表

番号	書類名	部数	様式	あて先名	提出期日（厳守）	備考
1	役 務 着 工 届	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	受注後速やかに	
2	現場代理人指名通知書	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	受注後速やかに	略歴書、必要資格 等の写しの添付 (必須)
3	下請負者設置等通知書	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	受注後速やかに	
4	工程表（計画・実施）	1部	任意	請負者名にて監督官に提出	受注後速やかに	実施工程表は、完了 検査時提出
5	役 務 日 報	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	翌日の午前中	
6	材 料 検 査 願	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	材料搬入時	日付毎提出
7	打 合 簿	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	監督官の指示による	
8	役 務 完 了 届	1部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	完了後速やかに	
9	発 生 材 調 書	2部	別示	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	役務検査時	鉄くず等有価物
10	役 務 写 真	1部	任意	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊厚生科厚生班長	役務完了時	デジタルカメラの使用可
提出書類については、本役務の関係分とし、いずれの書類も提出期日厳守とする。また、本役務終了後、各種書類の提出報告をもって完了とするので提出期日は厳守すること。						

※提出書類の細部については、岩手駐屯地業務隊厚生科厚生班八重樫(内線345)まで問い合わせ願います。

市場価格調査依頼書

殿

分任契約担当官
陸上自衛隊岩手駐屯地
第389会計隊長 川崎 哲也

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

1 市場価格調査

契約実施計画番号	4NIR1KT01240
調達要求番号	物品番号
品名	
部品番号 または 規格	
使用器材名	
4NLG1AX0018 0001	仕様書番号
	ST
岩手駐屯地宿舎受水槽清掃役務	1.00
仕様書とおり	
11	
令和7年3月31日(月)	

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時
令和7年1月24日(金) 17時00分

3 市場価格調査提出場所
FAX: 019-688-4315

4 備考

本案件についての平均市場価格(または通常価格)と会社名を、本用紙の余白もしくは品目等内訳書に記載してください。

* 「市場価格調査書」の提出を辞退される場合は、本用紙の余白に会社名と辞退する旨を記載し、FAXでご返信いただければ幸いです。

一般競争入札参加申込書

件名	岩手駐屯地宿舍受水槽清掃役務
落札決定方法	総額(税抜)
入札年月日	令和7年1月29日
会社名 代表者名	
競争参加資格(等級)	
氏名(担当者)	
電話番号・FAX番号	
参加方法 ※参加する方法に○	一般参加 ・ 郵便参加

入札に参加される場合は、
本申込書と資格審査結果通知書(写)をFAXで送信してください。
原本郵送の必要はありません。

〒020-0601
岩手県滝沢市後268-433
陸上自衛隊岩手駐屯地
第389会計隊
TEL 019-688-4311(内線686)
FAX 019-688-4315
担当:東條